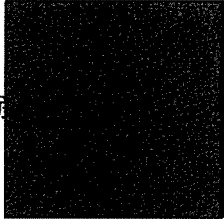


総基料第 69 号
平成 31 年 4 月 11 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳 殿

総務省総合通信基盤局長
谷脇 康



第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（要請）

第一種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって接続料の適正な算定に資するために、下記について要請する。なお、貴社宛て「第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（要請）」（平成 29 年 4 月 18 日付け総基料第 75 号）は、廃止する。

記

- 1 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号。以下「会計規則」という。）に基づく接続会計報告書の作成に当たっては、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 6 号）により改正された会計規則に基づき、別記 1 に従い整理すること。
- 2 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 6 号）により改正された第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）第 5 条に規定する機能について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 33 条第 5 項に規定する方法により算定された費用と会計規則に基づき整理された費用との比較・検証を行うための情報を、別記 2 に従い接続会計報告書において記載すること。
- 3 貴社と貴社の子会社との間の取引について、別記 3 に従い接続会計報告書において記載すること。

勘定科目表
資 産

科目	款(原価部門)	項	目
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。)	
		一般第一種指定中継ルータ	
		SIPサーバ	
		ゲートウェイルータ	
		メディアゲートウェイ	
		一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。)	
		網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)	
		網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)	
		收容インターネットスイッチ	
		中継インターネットスイッチ	
		ゲートウェイスイッチ	
		伝送路	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		音声利用IP通信網設備	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 市内機械設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		2 特別第一種指定設備	
		端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 市内機械設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)	配線架 配線盤
		端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)	光ファイバケーブル その他の線路設備 地中設備
		主配線盤(光信号の伝送に係るもの)	配線架 配線盤
		公衆電話設備	
		端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	加入者系インタフェース装置 交換制御系装置 交換通路系装置 交換共通装置 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	伝送機械設備 市内機械設備 伝送機械設備
		端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの)	
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの)	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	交換制御系装置 交換通路系装置 交換共通装置
		中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	伝送機械設備
		中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの)	伝送機械設備
		信号網設備	共通線信号交換装置 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		番号案内データベース及び番号案内設備	案内用交換装置

科目	款(原価部門)	項	目
			エンジンセタ設備 番号案内装置 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 空中線設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		折返し通信路設定機能に係る設備	空中線設備 市内機械設備 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用加入者線装置モジュール	高速テリナル装置 低速専用線装置
		専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	加入者系インタフェース装置 加入者系インタフェース装置
		専用線ノード装置	高速テリナル装置 低速専用線装置
		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		網改造料	交換制御系装置 交換通路系装置 交換共通装置 光ファイバケーブル その他のケーブル設備 その他の線路設備 地中設備 伝送機械設備 無線機械設備 空中線設備
		建物	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		土地	通信用 事務用 訓練用 医療用 資材用 厚生用 研究用
		構築物	
		機械及び装置	
		車両及び船舶	
		工具、器具及び備品	
		リース資産	
		休止設備	
		建設仮勘定	
	第一種指定設備利用部門	機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 市内線路設備 市外線路設備 土木設備 海底線設備 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 リース資産 休止設備 建設仮勘定	
	支援設備(補助部門)	電力設備 監視設備 試験受付設備 架台設備 設備共通	
	全般管理(補助部門)	共通部門設備 管理部門設備	
(2)無形固定資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	第一種指定設備利用部門	同上	
(3)投資その他の資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	第一種指定設備利用部門	同上	
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理	
	第一種指定設備利用部門	同上	

(注)項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。

費 用
営 業 費 用

科目	款(原価部門)	項	目
営業費	第一種指定設備管理部門	接続管理 賃倒損失	
	第一種指定設備利用部門	契約管理 料金収納 広報・広告 役務販売 賃倒損失	
運用費	第一種指定設備管理部門	番号案内	番号案内データベース オペレータ案内
	第一種指定設備利用部門	電報運用	
施設保全費	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備	
		一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先 パケット識別機能に係るものに限る。)保守 一般第一種指定中継ルータ保守 SIPサーバ保守 ゲートウェイルータ保守 メディアゲートウェイ保守 一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先 パケット識別機能に係るものを除く。)保守 網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)保守 網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)保守 收容イーサネットスイッチ保守 中継イーサネットスイッチ保守 ゲートウェイスイッチ保守 伝送路保守 音声利用IP通信網設備保守 一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先 パケット識別機能に係るものに限る。)ソフト作成・使用料 一般第一種指定中継ルータソフト作成・使用料 SIPサーバソフト作成・使用料 ゲートウェイルータソフト作成・使用料 メディアゲートウェイソフト作成・使用料 一般第一種指定收容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般收容ルータ優先 パケット識別機能に係るものを除く。)ソフト作成・使用料 網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの)ソフト作成・使用料 網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの)ソフト作成・使用料 收容イーサネットスイッチソフト作成・使用料 中継イーサネットスイッチソフト作成・使用料 ゲートウェイスイッチソフト作成・使用料 伝送路ソフト作成・使用料 音声利用IP通信網設備ソフト作成・使用料 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路設備(電気信号の伝送に係るもの)保守 主配線盤設備(電気信号の伝送に係るもの)保守 端末系伝送路設備(光信号の伝送に係るもの)保守 主配線盤設備(光信号の伝送に係るもの)保守 公衆電話設備保守 端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)保守 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)保守 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、 ルーティング伝送機能に係るもの)保守 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備(主として音声伝送 役務の提供に用いられるもの)保守 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備(主としてデータ伝 送役務の提供に用いられるもの)保守 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路設備(主としてデータ伝 送役務の提供に用いられるもの)のうち、ルーティング伝送機能に係るもの)保守 中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)保守 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)保守 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、 ルーティング伝送機能に係るもの)保守 信号網設備保守 番号案内データベース及び番号案内設備保守 折返し通信路設定機能に係る設備保守 専用加入者線装置モジュール設備保守 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備保守 専用線ノド装置設備保守 専用加入者線装置モジュール～専用線ノド装置伝送路設備保守 専用線ノド装置～専用線ノド装置伝送路又は相互接続点伝送路設備保守 網改造料設備保守 端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料 端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料 主配線盤(光信号の伝送に係るもの)ソフト作成・使用料 公衆電話設備ソフト作成・使用料 端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・ 使用料 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作 成・使用料 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、 ルーティング伝送機能に係るもの)ソフト作成・使用料	

科目	款(原価部門)	項	目
		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、ルーティング伝送機能に係るもの)ソフト作成・使用料 中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)ソフト作成・使用料 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)のうち、ルーティング伝送機能に係るもの)ソフト作成・使用料 信号網設備ソフト作成・使用料 番号案内データベース及び番号案内設備ソフト作成・使用料 折返し通信路設定機能に係る設備ソフト作成・使用料 専用加入者線装置モジュールソフト作成・使用料 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係る設備ソフト作成・使用料 専用線ノード装置ソフト作成・使用料 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路ソフト作成・使用料 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路設備ソフト作成・使用料 網改造料設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料	
	第一種指定設備利用部門	機械設備保守 空中線設備保守 通信衛星設備保守 端末設備保守 市内線路設備保守 市外線路設備保守 土木設備保守 海底線設備保守 通信機器保守 公衆網施設保守 機械設備ソフト作成・使用料 空中線設備ソフト作成・使用料 通信衛星設備ソフト作成・使用料 端末設備ソフト作成・使用料 市内線路設備ソフト作成・使用料 市外線路設備ソフト作成・使用料 土木設備ソフト作成・使用料 海底線設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料	
	支援設備(補助部門)	電力設備 監視設備 試験受付 設備共通	設備共通 設備企画 車両
共通費	全般管理(補助部門)	資材 研修 医療 一般共通	保管 荷役 輸配送 通信網資材 ユーザ資材 共通資材 資材共通 総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 サービス関連共通
管理費	全般管理(補助部門)	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門	設備企画 ネットワーク企画 電波企画 相互接続 総務 厚生 人事 経理 事業企画 建物 国際
試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術	アクセス ノード・システム リンク・システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置

科目	款(原価部門)	項	目
	第一種指定設備利用部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザ系応用技術 ユーザ系基礎技術 宅内系応用技術 純粋基礎技術	ノード・システム リンク・システム オペレーション・システム 通信網構成 線路土木 通信用建物 通信用電力装置
減価償却費	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先 パケット識別機能に係るものに限る。) 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ(端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先 パケット識別機能に係るものを除く。) 網終端装置(IP-VPNサービスに係るもの) 網終端装置(インターネット接続サービスに係るもの) 収容イーサネットスイッチ 中継イーサネットスイッチ ゲートウェイスイッチ 伝送路 音声利用IP通信網設備 2 特別第一種指定設備 端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの) 主配線盤(電気信号の伝送に係るもの) 端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの) 主配線盤(光信号の伝送に係るもの) 公衆電話設備 端末系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、 ルーティング伝送機能に係るもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主として音声伝送役務 の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役 務の提供に用いられるもの) 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(主としてデータ伝送役 務の提供に用いられるものうち、ルーティング伝送機能に係るもの) 中継系交換設備(主として音声伝送役務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの) 中継系交換設備(主としてデータ伝送役務の提供に用いられるものうち、 ルーティング伝送機能に係るもの) 信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノド装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノド装置伝送路 専用線ノド装置～専用線ノド装置伝送路又は相互接続点伝送路 網改造料 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 リース資産 休止設備	
	第一種指定設備利用部門	機械設備 空中線設備 通信衛星設備 端末設備 市内線路設備 市外線路設備 土木設備 海底線設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 リース資産 休止設備	
	支援設備(補助部門)	電力設備 監視設備 試験受付 架台設備 設備共通	設備共通 設備企画 車両
	全般管理(補助部門)	共通部門設備	

収 益
営 業 収 益

科目	款(原価部門)	項	目
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末回線接続	
		端末系交換機接続	
		中継系交換機接続	
		信号網接続	
		番号案内接続	
		接続専用回線	
		接続データ伝送回線	
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		加入者回線使用料	
		県内通話使用料	
		県間通話使用料	
		番号案内設備使用料	
		専用線使用料	
		データ伝送設備使用料	
		第一種指定設備利用部門	県間伝送設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門		
網改造料	第一種指定設備管理部門	端末系ルータ交換機能等	
		端末系交換設備	
		中継系交換設備	
		伝送路設備	
役務収入	第一種指定設備利用部門		

(注) 項及び目において変更等が発生した場合は接続会計報告書に注記する。